

青森県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A

問1 事業実施期間はいつからいつまでとなるのか。

答1 令和7年度の事業実施期間は、令和7年7月10日（交付要綱施行日）から令和8年1月31日までとなります。

問2 交付申請は事業所ごとに行ってよいのか。

答2 交付申請や実績報告などは法人単位で作成して提出してください。

法人で複数の訪問介護事業所等の交付申請等を提出する場合は、各事業所分を法人でとりまとめて提出してください。

問3 経験年数の短いホームヘルパーとは、経験年数が何年までが対象となるのか。

答3 原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の者です。

ただし、次の者は経験年数が1年を超える場合も対象となります。

- ・他の事業所等で訪問介護員として勤務した経験があるが、1年以上のブランクが空いている場合。
- ・外国人の方が訪問介護員として勤務する場合。

問4 人材確保体制構築支援事業の補助対象経費はどのようなものか。

答4 補助対象経費については、次のとおりです。

(1) 研修体制の構築の支援

- ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する経費
- ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する経費
- ・職員の資質向上に必要な取組の経費として県が認めるもの

(2) 採用活動の支援

- ・都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費

問5 青森県内で中山間地域等に該当する市町村はどこか。

答5 青森県内は全市町村が中山間地域等に該当します。

問6 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援において、同行する回数や期間に制限はあるのか。

答6 同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所により適切に判断してください。

なお、本補助金の補助対象となる同行支援は、経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回までとなります。

問 7 経営改善支援事業の補助対象経費はどのようなものか。

答 7 補助対象経費の例については、次のとおりです。

(1) 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

- ・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費
- ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費

(2) 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組
- ・人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化
- ・物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備

(以下、令和 7 年 8 月 19 日追加)

問 8 訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護だと「訪問介護員等」の細かな定義が異なるが、補助対象になるのはそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限るのか。

答 8 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援と、登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援を除き、補助対象をそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限る必要はありません。

このため、特に研修体制の構築の支援など、ヘルパー資格を持たない事務職員を対象にすることもできるものの、まずはヘルパーを対象とするのが基本です。

問 9 研修体制の構築の支援で、オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。

答 9 事業により取得した、価格が単価 50 万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしているため、補助対象とすることは可能です。

問 10 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援において、法人内で運営している別サービスを含んだパンフレット等の作成やホームページの改修を行ってもよいか。

答 10 パンフレット等の作成については、同一建物で行うサービスを補足的に載せることは可能としますが、原則として訪問介護事業所等のみが対象となります。

また、ホームページの改修等については、訪問介護事業所等のページのみが対象となります。